

堺市監査委員公表第24号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年11月1日～令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	健康福祉局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>5(1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産の管理に係る各種台帳の記載 公有財産の管理に係る各種台帳において、下記の記載誤りがあった。</p> <p>(ア) 公有財産台帳において、普通財産であるにもかかわらず、行政財産としている土地（795.97㎡）があった。</p> <p>(イ) 行政財産使用許可台帳において、掲示板の設置許可数が1基であるところ、2基と記載しているものがあった。</p> <p>イ 行政財産の目的外使用許可 令和4年12月28日に堺市立老人集会所4か所の実地調査を行ったところ、以下の3か所において、行政財産の目的外使用許可を</p>	<p>御指摘を受け、速やかに公有財産の管理に係る各種台帳を修正しました。</p> <p>また、再発防止に向け、公有財産の取得や使用許可を行う際は、決裁資料に公有財産の管理に係る各種台帳を添付し、記載に誤りがないか確認した上で決裁します。</p> <p>御指摘を受け、以下の対応を行いました。</p> <p>榎陵友荘の広報板は、令和5年1月17日に広報板の設置に</p>	<p>長寿社会部 長寿支援課</p> <p>長寿社会部 長寿支援課</p>

<p>行っていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・榎陵友荘：広報板 1基 ・向ヶ丘向上荘：看板 1台 ・中百舌鳥やわらぎ荘：物置 2台 	<p>係る土地の使用申請書を自治会より受理し、令和5年1月27日付で使用許可を行いました。</p> <p>向ヶ丘向上荘の看板は、令和5年1月5日に事業者により看板の撤去を行いました。</p> <p>中百舌鳥やわらぎ荘の物置は、令和5年1月17日に物置の設置に係る土地の使用申請書を自治会より受理し、令和5年1月30日付で使用許可を行いました。</p> <p>また、再発防止に向け、老人集会所の運営委託先である校区老人クラブや自治会に対し、市有地へ物置や看板等を設置する際は、事前に市へ相談を行い、所定の手続きが必要である旨を令和5年3月14日から16日に周知しました。</p> <p>今後も定期的に現地確認を行います。</p>	
<p>ウ 行政財産の貸付けに係る歳入科目</p> <p>自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、貸付料の歳入科目を「財産収入」とすべきところ、「使用料及び手数料」としているものがあった。</p>	<p>御指摘を受け、速やかに令和4年度歳入科目を修正しました。</p> <p>また、再発防止に向け、行政財産への自販機設置について、手続き手法としては目的外使用許可と貸付の双方を取ることができるが、貸付を選択する場合、歳入科目は「財産収入」であること、収入を得る際には歳入科目を必ず確認するよう、所属長から所属職員</p>	<p>障害福祉部 障害施策推進課</p>

<p>エ 分合筆を行った土地の使用承認</p> <p>令和4年1月19日付で分合筆を行った土地について、文化観光局が看板を設置するための使用承認を行う際、同年2月28日に発出した公有財産使用承認書に分合筆前の所在地を記載していた。</p> <p>オ 行政財産の目的外使用許可の使用料</p> <p>財産活用課発出の「携帯電話小型基地局設置に係る行政財産の使用許可等の取扱いについて（通知）」では、既に使用許可をしている電柱又は電話柱に、同じ事業者が共架する場合は、新たに使用許可を行う必要はなく、使用料は一本ごとに年間2,200円とされている。</p> <p>しかし、生活衛生センターにおいて、既に使用許可を行っている共架柱に対して、同じ事業者から電気通信ケーブルの増設を目的とした共架の申請があった際、新たに使用許可を行い、重複して、一本ごとに年間4,400円の使用料を徴収しているものがあった。</p> <p>5 (3) 補助金について</p>	<p>に対して指導しました。</p> <p>御指摘を受け、使用承認変更の手続きを行いました。</p> <p>また、再発防止に向け、所管するすべての公有財産について、台帳に記載されている所在地等が最新の状態になっているかを再度確認し、貸付等に係る事務を行う際は、その都度事実確認をするよう、所属長から所属職員に対して指導しました。</p> <p>御指摘を受け、令和3年度に誤って重複して徴収した使用料について事業者へ令和5年1月31日に還付しました。</p> <p>また、再発防止に向け、決裁時に公有財産に関する関係要領・通知を確認の上、事務処理を行うよう、所属長から所属職員に対し指導しました。</p>	<p>健康部 健康医療政策課</p> <p>保健所 生活衛生センター</p>
--	---	--

<p>補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 収支予算書の記載</p> <p>堺市重度障害者歯科診療所管理運営補助金交付要綱では、補助事業者は交付申請に当たり収支予算書を市長に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、退職給付引当資産の取崩しとそれを原資にした退職金の支出を予定しているにもかかわらず、当該収支が計上されていない収支予算書を受け取っていた。</p>	<p>御指摘を受け、投資活動の収支等についても補助対象経費に含まれること、収支予算書に記載することを補助事業者の説明し、令和4年度の収支予算書について、修正のうえ再提出を受けました。</p> <p>また、再発防止に向け、市の様式である収支予算書の別添資料について、その記載例を作成し、それを補助事業者に示すことで、収支予算書別添資料との整合性がとれるようにしました。</p>	<p>障害福祉部 障害支援課</p>
<p>5(4)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手等受払簿の整理</p> <p>切手等受払簿において、物品取扱員の確認若しくは所属長の決裁又はその両方を受けずに、切手、はがき、レターパックの払出しや受入れを行っているものがあった。</p> <p>また、長寿支援課では、令和4年11月の月計処理において、当月に使用されていない金種のはがき</p>	<p>御指摘を受け、直ちに切手等受払簿の内容を確認し、追認、追記しました。</p> <p>また、再発防止に向け、「切手等受払簿記帳マニュアル」に基づき、所属長から所属職員に対して指導したことと併せ、「切手等受払時のチェックリスト」を切手等受払簿に添</p>	<p>生活福祉部 健康福祉総務課 長寿社会部 長寿支援課 障害福祉部 障害施策推進課 健康部</p>

<p>について累計欄への記載がなされておらず、物品取扱員による現物照合等の確認が行われていなかった。</p>	<p>付し、確認の上、記帳、決裁します。</p>	<p>衛生研究所</p>
<p>イ 現金出納簿の記載 公務で民間駐車場を使用するために管理している現金（前渡資金）について、令和4年12月に3度、支出があったにもかかわらず、現金出納簿への記載がなされていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、速やかに現金出納簿に記帳し、決裁処理を行いました。 また、再発防止に向け、今後は使用の都度、記帳し決裁を受けるよう、所属長から所属職員に対して指導しました。</p>	<p>障害福祉部 障害施策推進課</p>
<p>ウ 公金外現金の取扱状況の報告 公金外現金取扱基準に基づき、所属長は、毎年度終了時に取扱状況を検査し、局総務担当課長に報告することとされている。 令和3年度の堺市障害者スポーツ・レクリエーション大会実行委員会の事務で扱っている公金外現金について、検査日は令和4年3月31日であったが、局総務担当課長への報告書の提出を失念したため、速やかに報告すべきところ、発出日が同年11月15日と大幅に遅れていた。</p>	<p>再発防止に向け、公金外現金取扱基準について、局総務担当課長宛通知又は報告することとされている事項を再度周知し、漏れることがないように、所属長から所属職員に対して指導しました。</p>	<p>障害福祉部 障害施策推進課</p>
<p>6 その他 歳入予算の算定について、以下のとおり意見を付す。</p>		
<p>[歳入予算の算定について（意見）] 老人福祉施設措置費負担金及び介護保険料（滞納繰越分）の歳入予算は、毎年度、それぞれ2,000</p>	<p>御指摘を受け、老人福祉施設措置費負担金は令和5年度予算において、令和元年度か</p>	<p>長寿社会部 長寿支援課 介護保険課</p>

<p>円、1,000円の固定額で計上されていた。</p> <p>しかし、実際の収入額の実績は、数百万円から数千万円となっており、予算額と決算額に大きな乖離があった。</p> <p>歳入予算の算定にあたっては、利用し得る資料を最大限活用し、適正に見込むべきものであることを強く認識されたい。</p>	<p>ら令和3年度の平均値で予算計上しました。</p> <p>滞納繰越分の介護保険料は、今後は過去数年の滞納繰越分の収納率の推移や前年度分の収納状況等を参考に予算計上することとします。</p>	
--	--	--